

国際植物増殖者会議日本支部 (IPPS-J) 規約

第1条 名称

- 1)本組織は正式名称を国際植物増殖者会議日本支部(以下、本会)とする。
- 2)本会は英語名を International Plant Propagators' Society Japan Region と称し略称を IPPS-J とする。

第2条 所在地

本会を次の所在地に置く。愛知県豊橋市若松町字北ヶ谷 244 番地 (株)ベルディ内

第3条 目的

本会の目的は、IPPS のモットーである“Seek and Share”「探し求めて分かち合う」を理念とし、園芸関連産業に関する技術や情報を交換し、会員相互の向上と友好を図ることにある。

第4条 会員資格

第1項 入会

- 1) 本会構成員としての資格は、植物の増殖に関わる分野において、生産・流通・販売などの事業、あるいは教育・研究・普及などの間接的活動に積極的に携わっている人々及びこれらの分野の学業に励んでいる学生(学生会員)にある。
- 2) 本会の目的に賛同し、所定の入会申込書(現会員2名の推薦を必要とする)の要件を満たし、入会の意思表示をし、初年度会費を納入した者は、理事会の承認を経て会員になることができる。(入金日をもって入会日とする)
- 3) 会員資格は、個人に限って暦年単位で認められる。

第2項 資格の喪失と除名

- 1) 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。
 - (1) 本人が退会したとき
 - (2) 本人が死亡又は本会が解散したとき
 - (3) 本人が1年以上年度会費を滞納したとき
 - (4) 除名されたとき
- 2) 会員が次の各号いずれかに該当するときは、総会の議決により会員を除名することができる。この場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 会員としての義務に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき
 - (3) その他会員としてふさわしくない行為があったとき
- 3) 会長は、該当する会員の除名の議決が行われたときは、その旨をその該当する会員に通知するものとする。

第5条 事業

- 1) 本会は毎年1回大会を開催する。大会では、総会・研究発表会・展示会・産地見学会等を行う。
- 2) ニュースレターを定期的に発行する。

- 3) 国際植物増殖者会議の本部及び他支部等との交流を推進する。
- 4) その他、会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第6条 財務

- 1) 本会の収入は、年会費、寄付金、及び、事業収入等とする。
- 2) 年会費は、理事会で決定する。
- 3) 会計年度は、1月1日～12月31日とする。
- 4) 会計監査は監事が行い、会計報告は、会計理事が中間決算報告と決算報告を行う。

第7条 役員の定数及び選出

- 1) 本会に次の役員を置く。
 - (ア) 理事 7～10名
 - (イ) 監事 1名
- 2) 国際理事は原則として、直前会長がその任に当たる。
- 3) 理事会において、次期指名理事候補者2名(事務・会計理事1名、編集理事1名)を推薦し、総会において承認を受ける。事務局は、事務・会計理事のもとに置く。
- 4) 理事会において、投票理事候補者を4名以上10名以内選出し、総会において、この中から選挙により次期理事候補者を4～7名選出する。ただし、次期理事候補者定員数は事前の理事会において決定する。又、必要に応じて、会長(後記)は理事代理を数名委嘱することができる。
- 5) 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
- 6) 選挙により選出された理事のうちから、会長1名、副会長1～2名、を互選し、他を常務理事とする。
- 7) 理事会において、次期監事候補者を1名以上2名以内推薦し、総会において、この中から選挙により次期監事を選出する。

第8条 役員の任期

理事の任期は1期2年、監事の任期は2期4年とする。ただし、会長・国際理事・監事以外は再任を妨げない。

第9条 相談役及び顧問の委嘱

本会を円滑に運営するために相談役及び顧問若干名を置くことができる。

第10条 総会の議決事項

第1項 総会議事は、出席会員による過半数の同意をもって決議する。

第2項 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の制定または変更
- (2) 年会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更
- (3) 次期事業計画及び予算案の決定又は変更
- (4) 当期事業計画及び会計報告の承認
- (5) 役員の承認
- (6) その他本会の運営に関する重要な事項
- (7) 本会の解散に関すること

第11条 細則

本規約に定めるもののほか、本会を運営する上で必要な細則は、本規約に準じ、理事会

の議決を経て会長が定める。

第12条 規約の改正

本規約は、総会の議決によって改正することができる。

第13条 設立年月日

本会の設立年月日は1995年1月1日とする。

附則

本規約は2020年8月1日より施行する。

入会手続きに関する内規(規約第3条第1項にかかわる内規)

- 1) IPPP-Jに入会を希望する者は、規約第3条第1項より現会員2名以上の推薦を必要とするが、既知の現会員がいない場合は、事務・会計理事への申告により、同理事を通じて会長・副会長あるいは理事を推薦者とすることができる。
- 2) このことによって、規約第3条第1項の要件を満たしたとし、理事会の承認を得たのち会員になることができる。
- 3) 本内規は将来、運用に不都合が生じた場合、理事会の議決によって変更及び改正することができる。

資格の喪失と除名に関する内規 (規約第3条第2項にかかわる内規)

- 1) 本人が1年以上年度会費を滞納したとき、理事会の承認を経て会員資格を喪失させることができる。具体的にはその年の会費は年度末までに納める必要があるため、1年以上の滞納とは当該年度の翌年末までに会費が納入されないことをさす。

附則

本内規は2006年7月15日より施行する。

「国際植物増殖者会議日本支部」(IPPS JAPAN) 事務局連絡先

〒441-8123 愛知県豊橋市若松町字北ヶ谷 244 番地
(株)ベルディ内 IPPS-J 事務・会計理事 水谷朱美(ミスタニアケミ)
TEL : 0532-25-8712 FAX : 0532-25-8486
E-mail : a.mizutani@verde-agribio.co.jp

「国際植物増殖者会議日本支部」ホームページ : <http://www.ippsjapan.org>